伊賀市新型コロナウイルス感染防止対策実施書

以下の新型コロナウイルス感染症防止対策を実施していることを確約します。

２０２　　（令和　　）年　　月　　日

店舗名　　　　　　　　　　　　　　　責任者名（自署）

**【必須事項】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 内　　　　　　　　　　容 | チェック | 確認  記入しないで  ください |
| 1 | 国の業種別ガイドライン及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」を遵守します。 |  |  |
| 2 | 登録施設・店舗名や住所等の情報を、感染症対策に取り組んでいる事業者として市ホームページ等で公開することに同意します。 |  |  |
| 3 | 従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止します |  |  |
| 4 | 来店者同士の間隔確保（できるだけ2ｍ。最低1ｍ）するとともに、会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施します。 |  |  |
| 5 | 従業員のマスク着用を徹底するとともに、来店者へのマスク着用を呼び掛けます。 |  |  |
| 6 | 従業員間の会話は控えます。特に大声で会話しないよう注意しますまた来店者にも会話を控えるよう周知します。 |  |  |
| 7 | 頻繁に換気を行います。（できるだけ、２つの方向の窓を同時に開けて換気します） |  |  |
| 8 | 入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び来店者の手指消毒を徹底します。 |  |  |
| 9 | 人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置します。 |  |  |
| 10 | 店舗などについては定期的な消毒を行います。特に不特定多数の方が触れる場所（店舗玄関やドアノブ、照明のスイッチ、テーブル、いす、蛇口、タッチパネル、呼び鈴等）は頻繁に消毒します。 |  |  |
| 11 | 来店者に対しても、各種対策の徹底を呼びかけます（ポスター貼付や放送等） |  |  |
| 12 | 伊賀市又はその指示 を受けた者が店舗に連絡もしくは訪問し、感染防止対策について確認することを求めた場合には協力します。 |  |  |
| 13 | 確認の結果、改善を指示された場合、その指示に従って改善します。もし指示に従わなかった場合は、ステッカーを撤去します。 |  |  |

**【推奨事項】**

※感染症防止対策の徹底のため、極力全項目がチェックできるよう努めてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 内　　　　　　　　　　容 | チェック | 確認  記入しないで  ください |
| 1 | 発症時における迅速な来店者の追跡のため、個人情報保護の関係はあるものの、可能な限り来店者の連絡先を把握します。 |  |  |
| 2 | 多数来店時の対策として、予約制の導入や利用時間の短縮など入店制限を行います。 |  |  |
| 3 | キャッシュレス決済の積極的な導入を検討し、現金の場合はトレーを介した受け渡しとします。 |  |  |
| 4 | ペーパータオル等使い捨ての手拭きを設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）します。 |  |  |
| 5 | 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉し、縛って廃棄します。 |  |  |
| 6 | ゴミ収集は手袋やマスクを必ず着用して行い、作業が終わり脱いだ後は必ず石鹸と流水で手洗いします。 |  |  |
| 7 | 従業員にはトイレの蓋を閉めて汚物を流すよう徹底するとともに、来店者にも協力いただくよう表示します。 |  |  |
| 8 | 従業員の一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないように図ります。 |  |  |

**【業種別】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 内　　　　　　　　　　容 | チェック | 確認  記入しないで  ください |
| 飲食業 | 個室については、定員人数の半分以下の利用となるよう努めます。 |  |  |
| 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、３密にならないよう対策します。 |  |  |
| 大皿での取り分けによる食事提供は自粛し、個別の盛り付けなどで対応します。 |  |  |
| 客の滞在時間などに目安を設け、客の入れ替え時に適切な消毒と清掃をおこなっています。 |  |  |
| 宿泊業 | 同居者以外との相部屋となる場合は、 相手の同意を得るよう努めます。 |  |  |
| 施設内共用箇所（食堂やロビー、浴場など）については、できるだけ利用が重ならないよう案内します。 |  |  |
| 利用後、室内清掃はもとより、テーブル、いす、リモコンなど各種備品の消毒も徹底します。 |  |  |
| 理容業・  美容業 | タオル、ケープの交換や施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施します。 |  |  |
| 従業員は常にマスクを着用します。特に、化粧まつ毛エクステンショ等の顔面作業時及びネイルの施術時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話に努めます。 |  |  |
| 使用する美容いす、施術台などについては、できるだけ間隔をあけて密にならによう対処するとともに、客の入れ替え時には消毒します。 |  |  |
| 浴場業 | 洗い場、浴槽においても、対人距離（1ｍ以上）を取るよう、また会話は控えるよう周知します。 |  |  |
| 供用する物品（ロッカー、脱衣箱、ドライヤー、体重計、あんま椅子など）については定期的に清掃、消毒を行います。 |  |  |
| サウナにおいては室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止します。 |  |  |
| 娯楽業 | 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にします |  |  |
| 客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けるよう努めます。 |  |  |